三　法務大臣が第四十九条第三項の裁決（第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由として異議の申出が理由があるとする裁決に限る。）をしたとき。
四　法務大臣が第五十条第一項の規定による許可をしたとき。
五　主任審査官が第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令をしたとき。
六　主任審査官が退去強制令書を発付したとき。

（事実の調査）

第四十四条の九　主任審査官は、監理措置決定、第四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消し、第四十四条の五第一項の規定による許可又は同条第四項の規定による許可の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2　主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第四十四条の三第四項若しくは第四十四条の六の規定により届け出ることとされている事項又は第四十四条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3　入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4　入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第四十五条第一項中「前条の規定により」を「第四十四条の規定による」に改め、「引渡し」の下に「又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎ」を加える。

第四十七条第一項中「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第二項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「受けたときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第四項中「前項の」を「前項の規定による」に、「第四十八条」を「次条」に改め、「できる旨」の下に「及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨」を加え、同条第五項中「署名させ」を「署名させなければならない。この場合において、主任審査官は、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第五十条第一項の規定による許可の申請をしない旨を記載した文書に署名したとき。
二　第三項の認定に服した日から三日以内に第五十条第一項の規定による許可の申請をしなかつたとき。
三　第五十条第一項の規定による許可の申請を取り下げ、又は当該許可をしない処分を受けたとき。

第四十八条第六項中「。）は」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第七項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第八項中「第四十九条」を「次条」に改め、「できる旨」の下に「及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨」を加え、同条第九項中「前項の」を「前項の規定による」に、「署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「署名させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

10　前条第五項後段の規定は、第八項の判定に服した容疑者に対する退去強制令書の発付について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定」とあるのは、「次条第八項の判定」と読み替えるものとする。

第四十九条第四項中「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第五項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第六項中「を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「及び次条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨を知らせなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第四十七条第五項後段の規定は、前項の規定による通知を受けた容疑者に対する退去強制令書の発付について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定に服した」とあるのは、「第四十九条第六項の規定による通知を受けた」と読み替えるものとする。

第三節の二　在留特別許可

第五十条を次のように改める。

第五十条　法務大臣は、外国人が退去強制対象者に該当する場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国人からの申請により又は職権で、法務省令で定めるところにより、当該外国人の在留を特別に許可することができる。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号八若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者である場合は、本邦への在留を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限る。

一　永住許可を受けているとき。
二　かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
三　人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
四　第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けているとき。
五　その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2　前項の規定による許可（以下この条において「在留特別許可」という。）の申請は、収容令書により収容された外国人又は監理措置決定を受けた外国人が、法務省令で定める手続により、法務大臣に対して行うものとする。

3　在留特別許可の申請は、当該外国人に対して退去強制令書が発付された後は、することができない。

4　在留特別許可は、当該外国人が第四十七条第三項の認定若しくは第四十八条第八項の判定に服し、又は法務大臣が前条第三項の規定により異議の申出が理由がないと裁決した後でなければすることができない。

5　法務大臣は、在留特別許可をするかどうかの判断に当たつては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入国することとなつた経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、退去強制の理由となつた事実及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。

6　法務大臣は、在留特別許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

7　法務大臣が在留特別許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

8　法務大臣は、在留特別許可をするかどうかの判断をしたときは、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

9　主任審査官は、法務大臣から在留特別許可をする旨の通知を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちに当該外国人を放免しなければならない。

10　法務大臣は、在留特別許可の申請があつた場合において在留特別許可をしない処分をするときは、法務省令で定める手続により、速やかに理由を付した書面をもつて、当該申請をした外国人にその旨を知らせなければならない。

第五十一条中「第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項」を「第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「又は」を「又は」に改め、「において」の下に「第四十七条第五項後段の規定に準じて」を加える。